

**事業 生産性革命実現のための償却資産に係る
固定資産税特例措置の導入について****■内容（概要）**

経済産業省・中小企業庁では、「生産性向上特別措置法（仮称）」を制定し、今後3年間（平成30～32年度）を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現性革命のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を固定資産税の新たな特例措置などにより支援することとしています。

本市においても、第2次総合計画に基づいた中小企業者の支援及び地域経済の活性化等に繋がると考えられるため、以下のとおり本制度を導入します。

(1) 導入促進基本計画について

本制度導入に当たり、国の同意が必要な計画であり、市において早急に策定します。

(2) 固定資産税の特例率について

労働生産性向上において、一定要件を満たす償却資産に係る固定資産税減額の特例率をゼロとします。

※詳細は別紙資料のとおり。

なお、固定資産税の特例率をゼロと表明している市町村内の事業所は、国の「ものづくり・サービス補助金」、「持続化補助金」等の採択において、優遇措置（加点）が受けられます。

■スケジュール

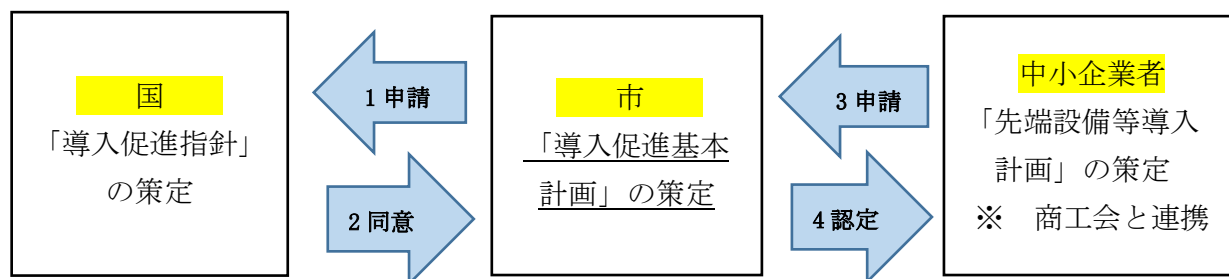
- 平成30年3月 導入方針について、市ホームページで公表
- 平成30年4月以降 導入促進基本計画策定（国の同意を含む）
及び市税条例改正
※上記手続きが終了次第、本制度運用開始。

生産性革命実現のための償却資産に係る固定資産税特例措置の導入について

< 1 特例措置の概要 >

(1) 以下の要件を満たす設備投資について、その償却資産に係る固定資産税が減額となる。

① 前段として、各種計画の策定及び認定等が必要となる。



② 真に生産性革命を実現するための設備投資が対象となる（導入により、労働生産性が年平均3%以上向上するもの）。

③ 企業の収益向上に直接繋がる設備投資が対象となる（生産、販売活動等の用に直接供される新たなもの）。

(2) 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市が条例で定める割合とする。

(3) 特例措置は、集中投資期間（平成30～32年度）に導入された設備に限定する。

(4) 特例措置を導入し、特例率をゼロとしている市については、市内の事業者が「ものづくり・サービス補助金」、「持続化補助金」等を申請する際に、加点の優遇措置が受けられる（補助金申請時に、市が特例措置の導入を表明しており、交付決定時に計画策定・認定及び税条例改正が完了している必要がある）。

< 2 本市における検討 >

(1) 平成26年経済センサスによると、本市内の事業所数は5,600件で、県内25市町の内6番目の多さとなっている。特例措置及び各種補助金申請時の優遇措置について、一定の需要があると考えられる。

(2) 特例措置によって生じた、固定資産税の減収分については、国から75%の交付税措置が受けられる。特例措置終了後に当該特例で増加した設備分の固定資産税増加が期待できる。また、設備導入で中小企業者の生産性が向上し、法人市民税等の増加が期待できる。

（減収見込額 中小企業等経営強化法（別制度）適用分償却資産から算出）

年額 146,596千円（減額前固定資産税総額） × 25%（国の交付税措置分を除く）

= 36,649千円

⇒ 本市は、県内でも事業所数が多く、特例措置及び各種補助金申請時の優遇措置に対する需要が一定量見込めること、また今後、本市では少子高齢化による労働力不足や中小企業者の事業承継問題が懸念されており、設備導入による生産性向上はそれらの解消に繋がると考えられることから、本特例措置（特例率ゼロ）を導入することとしたい。